

平成 27 年 6 月 24 日

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域
都市再生緊急整備協議会会議
大阪駅周辺地域部会 構成員 各位

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域
都市再生緊急整備協議会会議
大阪駅周辺地域部会 部会長
大阪市長 橋下 徹

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議
大阪駅周辺地域部会 書面表決について（依頼）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記地域部会を、書面表決にて、開催させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別添議案に対する書面による賛否回答を、平成 27 年 7 月 10 日迄にご返信いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議案

議案 1

「特定都市再生緊急整備地域の整備計画」の変更について

議案 2

〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕

- (1) 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関する申請手続きの規定について
- (2) 平成 27 年度事業計画について
- (3) 「平成 27 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業の事業委任先と成果物帰属先（保有主体）一覧について

以上

(事務局) 大阪市都市計画局企画振興部うめきた整備担当

担当：福永・黒木・住吉

TEL：06-6208-7876

FAX：06-6231-3751

E-mail：a-fukunaga@city.osaka.lg.jp

【議案 1】

「特定都市再生緊急整備地域の整備計画」の変更について

【内 容】

別紙「特定都市再生緊急整備地域の整備計画」変更案のとおり

【説 明】

うめきた 2 期区域については、平成 27 年 3 月 30 日に、本部会において、まちづくりのめざすべき方向性などを示すものとして、「うめきた 2 期区域まちづくりの方針」を決定したところである。

今後、本方針のもと、今までにない斬新で豊かな発想、創意工夫を最大限発揮して、うめきた 2 期区域のまちづくりの推進に取り組んでいく必要があることから、基本的な方針等を変更する。

また、うめきた地区 2 期区域における基盤整備事業である、土地区画整理事業と都市公園事業を、実施主体を独立行政法人都市再生機構として、都市開発事業、公共公益施設の整備に関する事業に記載する。

すでに整備計画に記載されている事業についても、事業進捗に伴い必要な修正を実施する。

以上について、協議会規約第 12 条の規定に基づく「書面表決」の方法により、ご審議賜るようお願い申し上げますものである。

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

大阪駅周辺地域部会（書面表決）

議案 1 「特定都市再生緊急整備地域の整備計画」の変更について

承諾する

承諾しない

役 職 等	
ご 芳 名	

【議案2】

〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕

(1) 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関する申請手続きの規定について

【説明】

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会における国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の事務局会社である西日本旅客鉄道株式会社により別添のとおり依頼があったので、協議会規約第12条の規定に基づく「書面表決」の方法により、下記の内容について、ご審議賜るようお願い申し上げます。

記

大阪駅周辺地区では、梅田地区エリアマネジメント実践連絡会（西日本旅客鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、一般社団法人グランフロント大阪 TMO）が中心となり、本エリアの国際競争力を強化させるため、「国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業」を実施している。

本支援事業を活用するにあたり必要となる各種書類の申請手続き等について、協議会内での規定を定めるよう国土交通省より求められていることから、別紙1のとおり規定する。本規定について、協議会規約第12条の規定に基づく「書面表決」の方法により、ご審議賜るようお願い申し上げます。

以上

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

大阪駅周辺地域部会（書面表決）

議案 2 (1) 〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関する申請手続きの規定について

承諾する

承諾しない

役 職 等	
ご 芳 名	

【議案 2】

〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕

(2) 平成 27 年度事業計画について

【説 明】

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会における国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の事務局会社である西日本旅客鉄道株式会社により別添のとおり依頼があったので、協議会規約第 12 条の規定に基づく「書面表決」の方法により、下記の内容について、ご審議賜るようお願い申し上げますのものである。

記

「国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業」を活用し、平成 27 年度に大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議・大阪駅周辺地域部会において実施する事業について、梅田地区エリアマネジメント実践連絡会（西日本旅客鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、一般社団法人グランフロント大阪 TMO）において、別紙 2 の「平成 27 年度事業計画」の通りとりまとめを行った。

本事業計画については、議案 2 (1) の規定において「書面表決」の手続きを経ることを定めており、協議会規約第 12 条の規定に基づき、ご審議賜るようお願い申し上げますのものである。

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

大阪駅周辺地域部会（書面表決）

議案 2 (2) 〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕平成 27 年度事業計画について

承諾する

承諾しない

役 職 等	
ご 芳 名	

【議案 2】

〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕

(3) 「平成 27 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業の事業委任先と成果物帰属先（保有主体）一覧について

【説 明】

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会における国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の事務局会社である西日本旅客鉄道株式会社により別添のとおり依頼があったので、協議会規約第 12 条の規定に基づく「書面表決」の方法により、下記の内容について、ご審議賜るようお願い申し上げます。

記

本事業の実施主体及び整備された成果物については、原則として実施主体である大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下、協議会）が実施、保有することとなるが、協議会が任意団体であることを踏まえ、事業の委任先及び成果物の帰属先（保有主体）を別紙 3 のとおり決定する。

なお、協議会構成員以外に帰属させる成果物については、成果物帰属先から、国際競争力強化促進事業費補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日国都まち第 89 号）による補助交付の目的に従い、適切に管理する旨の確約を事務局会社が確認する。

以上

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議

大阪駅周辺地域部会（書面表決）

議案 2 (3) 〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕「平成 27 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業の事業委任先と成果物帰属先（保有主体）一覧について

承諾する

承諾しない

役 職 等	
ご 芳 名	